

第19号議案 品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

こども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、同法第10条第2項の規定に基づき、市町村こども計画策定の努力義務が示された。

区では現行計画である子ども・子育て支援法に基づく「品川区子ども・子育て支援事業計画」および子ども・若者育成支援推進法に基づく「品川区子ども・若者計画」を一本化した「（仮称）品川区子ども計画」を策定する。

策定にあたり、品川区で実施する「子ども施策」の推進のため、必要な事項を、区長の附属機関である「品川区子ども・子育て会議」（以下「子育て会議」という。）において、幅広い意見を聴取し、審議を行う必要があることから、子育て会議の委員を増員することとする。

また、このような変遷過程を踏まえ、子育て会議の審議を一体的に充実させ、かつ、子育て会議の効率的、効果的な運営を図るため、庶務・進行管理に係る事務を「子ども未来部保育課」から「子ども未来部子ども育成課」に移管する。

2. 改正内容

（1）子育て会議の所掌事務の追加（第2条）

子育て会議の所掌事務に次の事務を追加する。

- ①「品川区子ども計画」の策定および変更に関する事項について調査審議をすること。
- ②子ども施策の推進に関し必要な事項を審議すること。

（2）子育て会議の委員の増員（第3条）

現行の子育て会議の委員数は、子ども・子育て支援に関する学識経験者等を含めた20人以内としているが、「品川区子ども計画」の策定にあたり、より幅広い意見を聴取するため、委員数の上限を5名増員し、25人以内とする。

（3）子育て会議の庶務を処理する課の変更（第7条）

子育て会議の庶務は、「子ども未来部保育課」において処理すると規定されているところを、「子ども未来部子ども育成課」に改める。

3. 新旧対照表

別紙のとおり

品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>○品川区子ども・子育て会議条例 平成25年7月12日条例第30号</p> | <p>○品川区子ども・子育て会議条例 平成25年7月12日条例第30号</p> |
| <p>(設置)</p> | <p>(設置)</p> |
| <p>第1条 <u>こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第2条第2項に規定するこども施策（以下「子ども施策」という。）の推進に関する重要事項を審議するとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項各号に掲げる事務を処理するため、</u>区長の附属機関として品川区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> | <p>第1条 <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、</u>区長の附属機関として品川区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> |
| <p>(所掌事務)</p> | <p>(所掌事務)</p> |
| <p>第2条 子育て会議は、<u>次に掲げる事務を行うものとする。</u></p> | <p>第2条 子育て会議は、<u>法第72条第1項各号に掲げる事務のほか、区長が必要と認める事項を処理する。</u></p> |
| <p><u>(1) 基本法第10条第2項の規定による計画の策定および変更に関する事項について調査審議をすること。</u> <u>(2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務</u> <u>(3) 前2号のほか、子ども施策の推進に関し必要な事項を審議すること。</u></p> | <p>(組織)</p> |
| <p>(組織)</p> | <p>(組織)</p> |
| <p>第3条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員<u>25</u>人以内をもって組織する。</p> | <p>第3条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員<u>20</u>人以内をもって組織する。</p> |
| <p>(1) 区内に住所を有する<u>支援法</u>第6条第2項に規定する保護者 (2) <u>子ども施策</u>に関する事業に従事する者 (3) <u>子ども施策</u>に関し学識経験のある者 (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者</p> | <p>(1) 区内に住所を有する法第6条第2項に規定する保護者 (2) <u>法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）</u>に関する事業に従事する者 (3) <u>子ども・子育て支援</u>に関し学識経験のある者 (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者</p> |
| <p>(委員の任期)</p> | <p>(委員の任期)</p> |
| <p>第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> | <p>第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(会長および副会長)</p> <p>第5条 子育て会議に会長および副会長を置く。</p> <p>2 会長および副会長は、委員が互選する。</p> <p>3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。</p> | <p>(会長および副会長)</p> <p>第5条 子育て会議に会長および副会長を置く。</p> <p>2 会長および副会長は、委員が互選する。</p> <p>3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。</p> |
| <p>(会議)</p> <p>第6条 子育て会議は、会長が招集する。ただし、会長および副会長が選出されていないときは、区長が子育て会議を招集する。</p> <p>2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 子育て会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p> <p>4 子育て会議は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。</p> | <p>(会議)</p> <p>第6条 子育て会議は、会長が招集する。ただし、会長および副会長が選出されていないときは、区長が子育て会議を招集する。</p> <p>2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 子育て会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p> <p>4 子育て会議は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。</p> |
| <p>(庶務)</p> <p>第7条 子育て会議の庶務は、<u>子ども未来部子ども育成課</u>において処理する。</p> | <p>(庶務)</p> <p>第7条 子育て会議の庶務は、<u>子ども未来部保育課</u>において処理する。</p> |
| <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> | <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> |
| <p><u>付 則</u></p> | |
| <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間に区長に委嘱された委員の任期は、品川区子ども・子育て会議条例第4条の規定にかかわらず、その委嘱の日から令和7年3月31日までとする。</u></p> | |